

(様式6-3)

研修等 報告書

2018年 2月 13日

三田市議会議長 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	日本共産党三田市議団	代表者	国永 紀子
		議員名	長谷川 美樹
参加者氏名	長谷川 美樹		
講演会等研修名	2018年度国家予算と地方財政・社会保障の焦点		
研修事項	2018年度国家予算と地方財政の課題：新年度への展開 アメリカの自治と拮抗力、2018年度社会保障関係予算と私たちの暮らし、地方自治をめぐる憲法改正論		
日 時	2018年2月 1日(木)～ 2018年 2月 2日(金)		
場 所	NPO 法人多摩住民自治研究所 (富士電機能力開発センター)		
所 見	予算については、国主導であるものの、自治体に於いてのその活用の研究が必要である。 All Politics is Local の重要性をアメリカから学ぶことができる・・・ 我が三田市でも十分に議論が必要。 社会保障との関係では、国への財政支援を求めると同時に自治体では常に現場実態を把握し弱者の立場に立った施策の充実を求める 憲法こそ地方自治の中で重要である。 詳細については、別紙報告書にまとめた。		
添付資料	・「第31回議員の学校『2018年度国家予算と地方財政・社会保障の焦点』について研修」 ・終了証 ・ ・ ・		

6 添付書類 (講演会内容のパンフレット等)

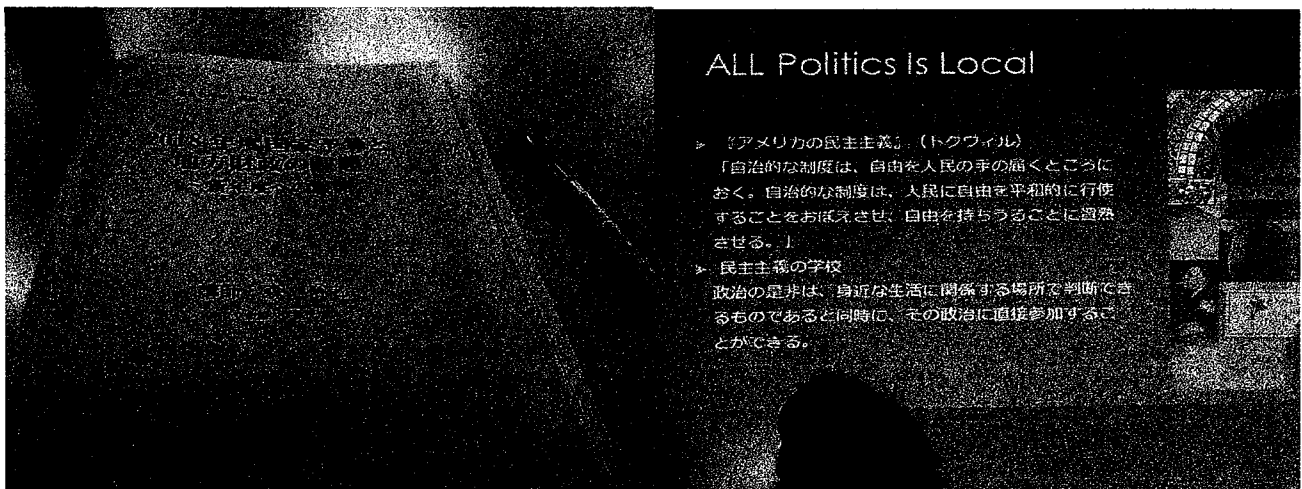
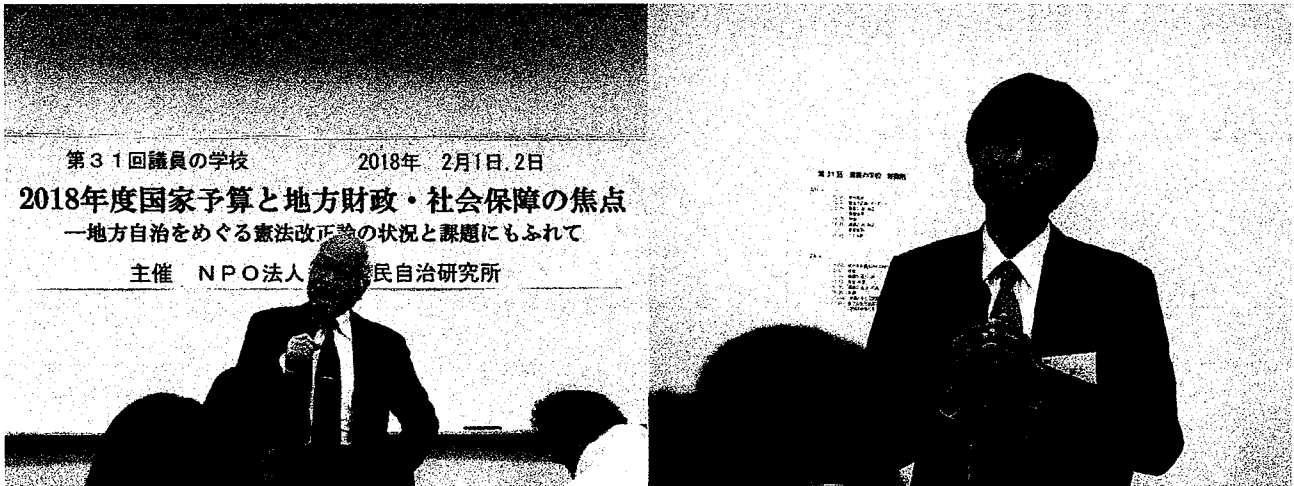
交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、参加者氏名は不要)

第31回議員の学校、「2018年度国家予算と地方財政・社会保障の焦点」について研修

主催： NPO 法人多摩住民自治研究所



2018年2月1日～2日 (富士電機能力開発センター・東京都日野市)



北は秋田県・岩手県などから南は愛媛県・広島県など、兵庫県からは私を含め、45名の参加で研修会が開催された。

「議員の学校」の校長である池上先生の挨拶に続き、初日は立命館大学教授の森先生による2コマの講義がなされた。

講義1では、「2018年度国家予算と地方財政の課題： 新年度への展望」と題して、講義2では、「アメリカの自治と拮抗力」と題して午後6時まで講義を受けた。

講義1で、2018年度の予算というより、ここ数年間、そして今後の2～3年間も国家予算は大きく変わるのではなく、一つの流れとして予算の組み立てが行われていること、また、国と地方の歳出規模で見ると約100兆円のうち、58%は地方の割合、42%が国の役割と分類できることが分かった。

内、民生費のうち年金関係・防衛費はいずれも100%が国の役割、一方で、学校教育費

は88%が、民生費の70%が、国土開発と国土保全是70%・67%、商工費の65%が、いずれも地方の役割として、自治体の果たす役割となっている。つまり実質的には地方自治体が住民の生活を支えている。

国・地方間の財源問題では、地方交付税・国庫支出金などは歳出で約6割が地方の負担となっているが、国の歳入では4割以上が国へ入っている。その埋め合わせとして地方交付税・国庫支出金として自治体へ配分されているが、新たな事業をしない限り、結果として基準財政収入額と普通交付税の合計は基準財政需要額として増やされない構図となっている。

自治体にとって必要な事業を行う場合に臨時財政対策債を充てることになり、国からの交付税措置で自治体への交付税は本来増やさなければならぬものの、名目上の臨財償還分として国から自治体に入るが、国からの自治体への交付総額が同額となるように抑えられるために、基準財政需要額そのものが圧縮される結果となり、却って自治体財政を苦しめることとなる。

2018年度の地方財政の重点施策として

- ① 公共施設等の適正管理の推進・・・4,800億円（2017年度：3,500億円）が公共施設の統廃合促進へ
- ② まち・ひと・しごと創生事業費の確保・・・地方創生（人口増・経済増）で成果を上げている自治体へ、1兆円 → 自治体間で格差が広がることへ（2017年度改訂版は2019年度までの計画）
- ③ 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保・・・②で増となるも基準財政需要額に組み込まれ、③で削られることに

具体的には、

- ① では、「集約化・複合化事業」として統廃合を進める一方、「長寿命化事業」が拡充されることで、こちらも充当率が同じく90%、交付税措置率は30%から30%～50%へ拡充される。これはしばらく続くと思われ、三田市においても「長寿命化事業」の活用が重要となる。重要なことは、行政と議会だけで決めるのではなく、住民の中でじっくりと議論をして進めることである。
- ② では、総合戦略等を踏まえた個別施策として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のうち、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」としているが、これはまさに三田市を含めた地方都市に該当するものである。人口減少にあわせ、公共施設を統廃合させ、コンパクトシティをすすめる。（2,247億円）・・・ここで浮いたお金を一定規模以上の大きな都市の総合戦略へ回す。（総額で6,777億円）計画では「出生率」は若干増えるが、出生人口は減少となる。（第2次ベビーブームの子どもたちの年齢が40歳代となり、それ以下の年齢人口が減少しているため、率はふえても数は減となる）

*果たして、現在の人口を維持していくことがそれほど重要なことなのか？！

*「自助の精神」を自治体に求めているが、既に自治体ではこれを進めている。しかし、後の「憲法」のところでも指摘されるが、「自治体が住民に自助を求める」ことは、憲法の基本原則である「国と自治体の役割放棄」となり、大きな問題である！

「調整戦略」(2017)で、「小さな拠点及び地域運営組織の形成」を求めている。この「小さな拠点」は Compact Village =行政であり、「地域運営組織」は民間の組織を求めている。人口減少や高齢化を迎え、地域での「看取り」のプロセス・仕組みづくりをボランティアにさせようとしている。しかし、「行政が関わること」が重要である。

「骨太の方針 2017 (2017年6月)で、「経済・財政再生計画」を引き続き進めるとしていることから、自治体の「基準財政需要額」は増えず、一方で社会保障の支出は増え続ける。また、「上下水道等」の経営や「文教施設等」の集約か・複合化を PPP/PFI 活用するとしているが、こうした「民営化」は止めるべきである。さらに「トップランナー方式」の基準で結局トップになれば交付税が減らされることになる。

*明石市の Wise Spending・・・子育て重視の創造的自治体政策の展開
(カッコ内は 2017 年度の一般財源額)・・・人口増となっている

- ① 中学生までの子ども医療費の無料化 (11 億 7 千万円)
- ② 第 2 子以降の保育料の完全無料化 (7 億 7 千万円)
- ③ 親子交流スペースの開設 (1 億円)
- ④ 小学 1 年生で 1 クラス 30 人以下 (6 千万円)
- ⑤ 保育所受け入れ枠拡大 (1200 人分) (170 万円)
- ⑥ 中学校^記夕食の導入 (4 億 5 千万円)
- ⑦ 小学校 14 校へのエアコン設置 (0 円、市債 7 億 4 千万円)
- ⑧ あかし版こども食堂 (福祉コミュニティ基金 2 千万円)
- ⑨ 里親 100%プロジェクト (860 万円)「施設ではなく、子どもと里親との、個人との関係が重要」「普通の家庭に育つこと自体が『教育』=里親の下で育つことが大切
- ⑩ 無戸籍者に対する支援制度 (23 万円)・・・住民票が無くても「サポートナンバーカード」で自治体サービスが受けられる
- ⑪ 離婚前後の子どもの育ちを応援 (400 万円)

こうした取り組みを通して、2 年連続出生数の増加(ご受け特殊出生率 1.58、2015 年)

「こども食堂」・・・28 の小学校すべてで実施へ。(現在 14 校まで実施)
地域の子どもは誰でも一緒の思想
個の取り組みがホテルに影響を与え、2 つのホテルで実施

*重要な視点・・・実は明石市へ移り住んだ人たちは、「中間層」以上の人たちが増となっている = 市長の哲学・思想・心 = 「まちの愛」を感じて移住している
→ まちの愛 → 人口増 → 税収増 → サービス向上 → まちの愛

その他、飯田市の「地域運営組織」

- ① 市公民館の他に、20 地区公民館および 103 分館がある
- ② 20 地区を維持することを前提にパワーアップ地域交付金（年間 1 億円）

飯田市の公共施設マネジメント基本方針

- ① 公共施設に関する基本的な政策方向のみを市民に提示し、公共施設の検討そのものを第一義的な目的とする
- ② 公共施設を「全市的施設」と「地域施設」に分類し、前者には「目的別検討会意義」、後者には「地域別検討会議」をそれぞれ設置
- ③ 住民に各地域の将来を自ら考えてもらうという自治の涵養の取り組み
- ④ 「公共施設等総合管理計画」（2016 年 12 月）・・・基本方針をベースに公共施設の削減方向は住民による検討に委ねる ← 長野県からは「変わった計画ですね！」

*議論のポイント

- ① 政府の動きと自治体の財政制度との関係はどうなっているかをチェックする
- ② 「地方創生」への誘導をうまく利用する・・・「長寿命化」など
- ③ 地元の企業や地域団体の社会経済力を引き出す施策を適切に取り入れる（Wise Spending）
- ④ コンパクトシティ（短いスパンでの思考）ではなく、50 年・100 年で考えることが重要

講義 2 は、同じく森先生による「アメリカの自治と拮抗力＝寛容な社会を求める市民」と題して、留学で学んだものを報告いただいた。

1. 政治的激動の時代

*金融グローバル化と市場原理主義による雄いるべき格差と貧困の拡大

- ① アメリカでは上位 1%の資産が会90%の資産を超える
- ② 日本では、上位 40 人の資産が会50%の資産を超える
- ③ 中間層の没落（アメリカン・ドリーム、一億総中流などの崩壊）
- ④ 人々の「不寛容」が高まり、それに乗じたポピュリズム《大衆先導》政治が台頭

*没落の危機に直面した中間層の矛先

- ① 移民、宗教的マイノリティ、性的マイノリティ、障害者、生活困難者など弱者への

責任転嫁

- ② 官僚、公務員、学者、芸術家へのバッシング
- ③ ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムなどの憎悪と排斥の行動へ
- ④ 基本的人権、個人の尊厳を「建前」「きれい事」として否定
- ⑤ 「本音で語る」リーダーを称賛・・・トランプなど

* 平等を求める側の反撃

- ① アメリカ民主党のバーニー・サンダース候補の健闘など
- * キーワードは「寛容」・・・重要なポイント
* せかいは「寛容」と「不寛容」の闘いの時代へ

2. 市民を支える公共サービスの崩壊

- ① 普遍的な公共サービスが成り立っていない
- ② 背景には、「税金≒料金」という考えが存在・・・税金をたくさん払う市民が優良顧客として、高いサービス提供と、ゆがんだ考え方となってきた
・・・一定以上の税金を払う白人地域から要請があれば警察は駆けつけるが、黒人地域からの要請があっても「手がいっぱい」として要請を拒否
「住民はお客様」・・・差別意識へと発展してきている
- ③ 一方で、Sanctuary City（聖域都市）の誕生と市民
Welcome Illegal Immigrants・・・Sanctuary City
サンクチュアリ都市は、国家権力に対して自治体が自治権の行使を通じて対峙する
* 「地方自治の本旨」は、日本国憲法の三大原則（国民主権・基本的人権の尊重・平和主義）を担保するものである＝重要！

つまり、 All Politics is Local ・・・自治体こそ政治（現場にはウソがない）

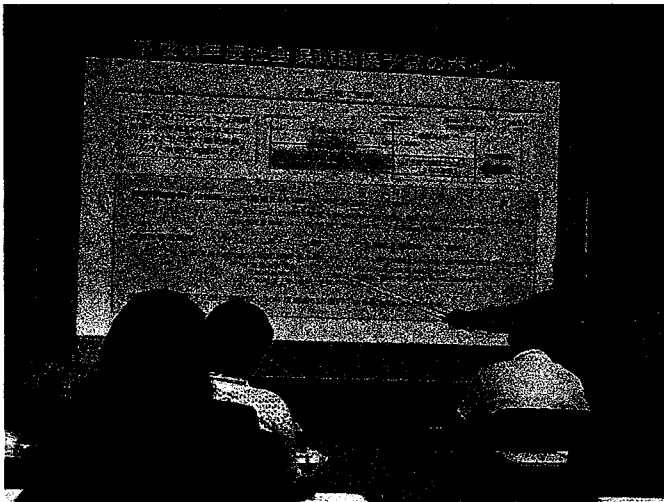
→ 暮らしの場からの寛容な社会づくり・・・日本社会の最大の課題！

いま、盛んに「自助」「共助」等を国・自治体が叫んでいるが、それは本来の国の責任・自治体の責任放棄である。

その思想の背景・・・日本で自己責任を声高にいう人＝Rich な人＝「自分さえよければよい」

本来の「自己責任」は、「自分で決める」→「自分で実行」→「自分で責任を取る」
正に、我が三田市においてじっくりと考える時である

講義3は、2日目の午前中に「2018年度社会保障関係予算と私たちの暮らし」と題して元日本福祉大学教授の石川満先生の講義を受けた。



社会保障費関係費は、給付費の伸びを厳しく抑制するも増え続ける。

- ・一例として、保育所措置費の一般財源かで保育所の指定管理化が進められている
- ・他の例として、協会けんぽ国庫補助金の見直しで補助金の削減（320億円）

2018年度予算編成の検討課題として

- ① 診療報酬・薬価の改定
- ② 薬価制度抜本改革
- ③ 介護・障害報酬改定
- ④ 生活保護・生活困窮者自立支援制度見直し・・・生保は3年連続減
(三田市の場合は、3級地に当たるため増額へ)
- ⑤ 児童手当特例給付見直し
- ⑥ 企業主導型保育の充実・・・企業の拠出金を増やす(評価できる) 0.25→0.45

2018年国民生活基礎調査結果の概要を発表している(2016年度調査)

- ① 所得金額階級別世帯数の相対度分布が示され、545.8万円を「平均所得金額」として発表しているが、本来は「中央値」で示すべきであり、この数値は428万円/年となる。この額をもとに国民の暮らしを判断すべきであり、平均所得で表すことは意図的となる。当然、子どもの相対的貧困率も低くなってくる。
- ② 「貯蓄」の増減状況では・・・
世帯主の年齢階級別では、30～39歳の「貯蓄が減った」が31.2%もある。
これは「非正規」雇用の増加として、大きな問題である。本来ならこの年代は貯蓄を増やす年代。
- ③ 平均貯蓄金額では・・・
母子世帯の64.7%が200万円以下の貯蓄(あっても少額)
児童のいる世帯では「貯蓄がある」が82.1%だが、あっても少額。

④ 貧困率の年次推移では・・・

相対的貧困率が上がり続けてついに 15.6%に(2015 年)、現在は数字上で 13% だいへ改善されてきている(私見として、全世帯の収入が減ってきており、そのために数字上では減少するも、生活の改善とはなっていない!)

母子世帯が中心の「大人一人世帯」の貧困率 50.8% (2015 年) は深刻。

さまざまな困難を併せ持っている・・・各自治体の取り組みが重要。

- ・ 沖縄県では、学校給食費の全額無料化が進められている
- ・ 兵庫県かでも、明石市・相生市の例
- ・ 貧困率の国際比較 (OECD34 か国の中で日本の位置) 順位が高いほど悪い!

相対的貧困率・・・29 位

子どもの貧困率・・・25 位

子どもがいる世帯の相対的貧困率

合計で・・・・・・・・・・25 位

大人が一人で・・・・・・・・33 位=母子世帯が「放置」されている!

大人が二人以上で・・・24 位

⑤ 2018 年度社会保障関係予算のポイント

・ 介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定では・・・Evidence Base 対策を取らないと事業所として生き残れない。

・ 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の見直しでは・・・数値の出し方に問題がある。例えば灯油代の値上がりなどに見られるように実態に即していないために引き下げを行っている。むしろ自治体として「社保審」へ引き上げを求める。自治体のやり方に工夫と強化が必要である。「子どもの学習支援」「ひきこもり支援」など

- ・ こども・子育て支援では・・・保育所待機児童の調査発表に問題

最も待機児童が少なくなっている 4 月 1 日時点では、問題の解決とはならない。

厚労省でも 10 月 1 日付で発表するようになったことを受け、自治体での発表も 10 月 1 日時点発表で計画をつくるべき。

特に、0 歳・1 歳では全く足りていない

改善点としては、「産休明け」をカウントするようになった

- ・ 入院医療費評価手法で大きな問題

高度急性期を減らし、慢性期を地域へ帰す・・・「7:1 対応」つづしへ

「7:1」を取っていても、「どういう患者がいるのか?」としてチェックがはいる・・・三田市民病院の今後は?

「地域包括病床」を取っていてもここにもメスが入る

- ・ 「地域医療構想」達成の推進を図ろうとしている

「病院から出される患者を在宅ケアで引き受ける」としているが、在宅ケアをどうするのか?体制が取れるのか?

介護保険でも「とりあえず数を示」しているが、「手だて」がない。

*「人生の看取り」を自治体としてどのように対応（人間の尊厳）していくのか、憲法・地方自治法が求めることに、どのように応えるのか？

- 一般病棟入院委本領（7対1、10対1）の再編・統合で、病院経営の更なる赤字病院から介護へ、在宅へと移そうとしているが、仮にそうであっても「せめて24時間の訪問医療・訪問看護」体制の整備を構築できるように、自治体による「地域医療・介護計画」（実態の伴う）が最低必要である。

「どういう介護・看護をするのか？、どういう在宅ケアをするのか？」の自治体計画があるのかのチェックをすることが議員に求められる。

これは、全ての議員による率直な議論が必要である。

同時に、行政の中でも、また地域住民の間でも十分な議論が必要である。

- 国は数字として将来人口の見通しと医療・介護費を出しているが、そのためのポイントとしては、「医療・介護の社会資源」をどのように確保していくか。
- 人生の最終場面の在り方として、国は「在宅」を押し進めてきたが…
自宅での死亡：平成22年（12.6%）→平成27年（12.7%）と変化なし
一方、特養では3.5%→6.3%へと増加

国は4割へ高めようとするが、そのための訪問診療・訪問看護体制構築が重要

- 介護保険等一部改正で、障害者当事者団体からも反対声明が出されている
そもそも高齢者介護と障害者対応とは根本的に違う。

「地域共生社会の実現」というものの、「自助・共助」を「自治体の計画」とすることは、具体的な、また責任のある自治体による「計画」に値しない。

地域で人々が「その人らしく」どう生きるかどう生きるか・どう死ぬかどう死ぬかの「理念」を自治体を持つべき。

- * 今回の介護保険法改正について・・・財政的インセンティブをつけることは問題であり、反対である。

過度な「卒業」を求め、地域支援事業での申請抑制することを狙っている

- * 今回の生活保護基準改定について・・・過去最大の削減（680億円）
住宅扶助基準の見直し・・・劣悪な住宅環境こそを改善すべき（貧困ビジネス）
→ 貧困ビジネスを認めたことになる（人間らしい暮らしとは？）
母子加算引き下げ・・・貧困の底が抜ける事態となる

- * 「全国消費実態調査」で「生活保護基準の在り方」は検討すべきでない

- 調査回答者の属性が偏っている（どれだけの世帯で詳細な『家計簿』をつけているのか？それができる世帯での調査となって、出来ない世帯は調査の対象となっていない）

- 調査が3か月であり、「通年」ではない。（夏場・冬場などでは大きく違う）

- この調査による「総世帯の貧困率は9.9%」「子どもの貧困率は7.9%」となっており、貧困戦は132万円。

- ・ 今回の改定で、生保世帯以外にも大きな影響が出る。その対策が必要
 保育料等・就学援助制度・国民年金保険料免除・国保や後期高齢者医療制度
 の適用除外や一部負担金の減免に対する財政支援・幼稚園終焉奨励費補助・
 NHK 受信料の免除・公営住宅使用料など

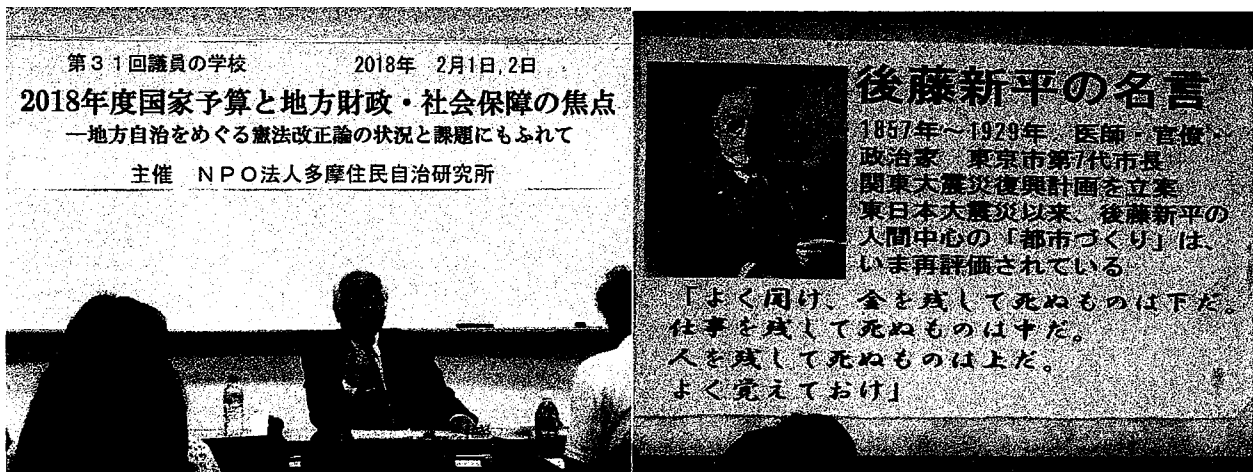
* 国保の都道府県化問題

- ・ 国は「一般会計からの繰り入れ」を事実上止めようとしている
 → 自治体が法定外繰り入れをすれば、インセンティブでマイナス評価
 短期的にみれば、法定外繰り入れで住民に利益となるが、長期的には国から
 の自治体への交付金が減らされることになる。
- ・ 「運営協議会」資料の公開を求める
- ・ 国は低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を求めている

こうした下で、どう取り組むか？

- ・ 自治体として国に対する財政支援の拡充を求める
- ・ きめ細かな被保険者への相談支援の充実

研修 2 日目の午後は、講義 4 として、「地方自治をめぐる憲法改正論」について、池上先生（この学校の校長）によって、講義を受けた。



憲法改正論というより、憲法そのものの基本原則と分権の徹底の意味でも地方自治の必要性について、しっかり学んだ。

本論に入る前に、イタリアの小学校 4 年生から「憲法」の教科があり、小学生のうちから、「国民が主権者」として意識を持つことの大切さを学び、「私に何ができる？」と主権者教育がなされ、我が国との大きな違いを知った。

わが国でも戦後 3 年間だけではあったが、「新しい憲法の話」が小学校の教科書として使われ、憲法を学ぶ機会があったが、早々に中止されてしまった。その教科書は大変わかり易く、改めて学ぶことが大切。

「憲法と法制度の歴史性」をしっかり押さえることが重要

- ① 憲法によって権力を縛ること
- ② 基本的人権の保障・・・国家の目的として、「個人」の基本的人権を保障
一般的に Human Rights といわれ、基本的人権は、憲法以外に否定できない。
- ③ 文献体制の確立・・・権力の集中を防ぐ（中央の三権分立）
さらに、第 4 の分権として重要なのが、「地方自治」・・・地方が中央政府へ物がいえること

沖縄の例、新潟の原発政策の例

国際条約との関係では、憲法上、「誠実に順守」（第 97 条）となっているが、司法は「砂川闘争判決」でその判断を避けた。

基本的人権論にみる歴史、

- ① 自然権の確立・・・アメリカ「独立宣言」（1776 年）、フランス「人権宣言」（1789 年）に見られる。日本国憲法はこうした歴史的背景を有している。
- ② 社会権の』提案と確率・・・ドイツの「ワイマール憲法」（1919 年・ライヒ憲法）
- ③ 自然権・社会権の融合と平和的生存権の提案・・・日本国憲法にある
第 11 条で、「全ての基本的人権の享受」・・・「すべて」＝自然権としての基本的人権と、「社会権」としての基本的人権を規定し、これを「侵すことのできない永久の権利」としている。また、同時に「現在及び将来の国民」に与えられるとしている。＜第 97 条において、「基本的人権」が人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であることを示し、「現在お帯将来の国民に対し、侵すことのできない家級の権利として『信託』されたもの」としている。これは国民の義務的課題である。
第 13 条では、すべて国民は「個人」として尊重されると規定し、「ひと」としてではなく、あくまで「個人」として尊重されることと同時に、国・自治体にその責務を求めている
・・・生命・自由・幸福通級の権利

「前文」では、「主権」は「国民」にあることを明記し、福利は国民が享受することを示す。

さらに、われわれは「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」とし、アメリカ・トランプ政権のように「Amerika First」（時刻中心主義）を排し、戦争の根源を無くすことを求めている。

このことから、「人々の暮らしの現場」での平和的線損と基本的人権の実現が求められている・・・つまり、これを実現するための「地方自治」の役割が最も基本であり重要である。

「自分のまちさえよくなる」の考えではなく、すべてで「誰をも大切に政治」が求められる。

ところが、自民党の改憲草案では、「緊急事態の宣言」(緊急事態条項)がうたわれており、「内閣に全権を集中」(99条第1項)することと併せ、分権思想を否定し基本的人権の制限と地方自治の否定につながる条項(99条第3項)を持っている。

現代的な国家体制への理解と地方自治の発展

- ① 日本国憲法の地方自治理念(第13条:「個人」として尊重)…「人として」でなく、「個人」を守るといふ、地方自治体での実現ができるのかが問われている
- ② 中央政府との対等性を意味している
- ③ 人権思想の発展と地域社会に対する認識の発展をしめす…自治体で人権思想を実現させる
- ④ 地域社会 → 地方自治体 → 国家体制 の流れ・発展が基本とならなければならない!
- ⑤ 地球環境問題と世界市民…「世界市民」は自治体の市民が個人として尊重される政治の確立が基本となっている…平和でなければ実現できない。
地域社会の中で、「ひとり一人が何ができるのか、社会体制を整える」ことは、地方自治体でしかできない…「まち」をつくることの基本。
「原発事故」やそれによる「風評被害」は、まさに国民に「差別」を生み出した。
「原発の輸出」は、まさに政府にこの自覚が全く欠如したものの。

*改めて「憲法」を学びなおすことの重要性を学んだ。また、地方自治でこそ憲法を基本に生かす現場であることをすべての議員・行政職員が自覚することが大切である。

第31回 議員の学校 講義1 資料

2018年度国家予算と 地方財政の課題 ～新年度への展開

講師：森 裕之

(立命館大学教授)

2018年2月1日

NPO 法人 多摩住民自治研究所

第31回 議員の学校 講義2 資料

アメリカの自治と拮抗力

講師：森 裕之

(立命館大学教授)

2018年2月1日

NPO 法人 多摩住民自治研究所

第 31 回 議員の学校 講義 3 資料

2018 年度社会保障関係予算と 私たちの暮らし

石川 満

(元日本福祉大学教授)

2018年2月2日

NPO 法人 多摩住民自治研究所

第31回 議員の学校 講義4 資料

地方自治をめぐる憲法改正論

講師：池上 洋通

(「議員の学校」 学校長・自治体問題研究所理事)

2018年2月2日

NPO 法人 多摩住民自治研究所